

大阪市規則第79号

大阪市北区役所事務分掌規則等の一部を改正する規則

(大阪市北区役所事務分掌規則の一部改正)

第1条 大阪市北区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第139号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
(補助執行の特例) 第7条 [略] 2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。 [(1)~(3) 略] [削る] <u>(4)</u> ・ <u>(5)</u> [略] [3 略]	(補助執行の特例) 第7条 [同左] 2 [同左] [(1)~(3) 同左] <u>(4)</u> 戸籍法の規定に基づく届書等(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)附則第6条から第8条までの規定による届出に係るものに限る。)の画像情報の作成及び提供に関する事 <u>(5)</u> ・ <u>(6)</u> [同左] [3 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

(大阪市都島区役所事務分掌規則の一部改正)

第2条 大阪市都島区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第140号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対

対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>[(1)~(3) 略]</p> <p>[削る]</p> <p><u>(4)</u>・<u>(5)</u> [略]</p> <p>[3 略]</p>	<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>[(1)~(3) 同左]</p> <p><u>(4)</u> 戸籍法の規定に基づく届書等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第6条から第8条までの規定による届出に係るものに限る。）の画像情報の作成及び提供に関すること</p> <p><u>(5)</u>・<u>(6)</u> [同左]</p> <p>[3 同左]</p>
備考 表中の[]の記載は注記である。	

(大阪市福島区役所事務分掌規則の一部改正)

第3条 大阪市福島区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第141号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する</p>	<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p>

職員に補助執行させることができる。 [(1)~(3) 略] [削る] <u>(4)</u> ・ <u>(5)</u> [略] [3 略]	[(1)~(3) 同左] <u>(4)</u> 戸籍法の規定に基づく届書等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第6条から第8条までの規定による届出に係るものに限る。）の画像情報の作成及び提供に関する事 <u>(5)</u> ・ <u>(6)</u> [同左] [3 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

（大阪市此花区役所事務分掌規則の一部改正）

第4条 大阪市此花区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第142号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
（補助執行の特例） 第7条 [略] 2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。 [(1)~(3) 略] [削る]	（補助執行の特例） 第7条 [同左] 2 [同左] [(1)~(3) 同左] <u>(4)</u> 戸籍法の規定に基づく届書等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第6条から第8条までの規定による届出

<p><u>(4)</u>・<u>(5)</u> [略]</p> <p>[3 略]</p>	<p>に係るものに限る。)の画像情報の作成及び提供に関すること</p> <p><u>(5)</u>・<u>(6)</u> [同左]</p> <p>[3 同左]</p>
備考 表中の[]の記載は注記である。	

(大阪市中心区役所事務分掌規則の一部改正)

第5条 大阪市中心区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第143号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>[(1)~(3) 略]</p> <p>[削る]</p> <p><u>(4)</u>・<u>(5)</u> [略]</p> <p>[3 略]</p>	<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>[(1)~(3) 同左]</p> <p><u>(4)</u> 戸籍法の規定に基づく届書等(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)附則第6条から第8条までの規定による届出に係るものに限る。)の画像情報の作成及び提供に関すること</p> <p><u>(5)</u>・<u>(6)</u> [同左]</p> <p>[3 同左]</p>
備考 表中の[]の記載は注記である。	

(大阪市西区役所事務分掌規則の一部改正)

第6条 大阪市西区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第144号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定

(以下この条において「対象規定」という。)の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>[(1)~(3) 略]</p> <p>[削る]</p> <p><u>(4)</u>・<u>(5)</u> [略]</p> <p>[3 略]</p>	<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>[(1)~(3) 同左]</p> <p><u>(4)</u> 戸籍法の規定に基づく届書等(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)附則第6条から第8条までの規定による届出に係るものに限る。)の画像情報の作成及び提供に関すること</p> <p><u>(5)</u>・<u>(6)</u> [同左]</p> <p>[3 同左]</p>
備考 表中の[]の記載は注記である。	

(大阪市港区役所事務分掌規則の一部改正)

第7条 大阪市港区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第145号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する</p>	<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p>

職員に補助執行させることができる。 [(1)～(3) 略] [削る]	[(1)～(3) 同左] <u>(4)</u> 戸籍法の規定に基づく届書等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第6条から第8条までの規定による届出に係るものに限る。）の画像情報の作成及び提供に関すること <u>(5)</u> ・ <u>(6)</u> [同左]
<u>(4)</u> ・ <u>(5)</u> [略] [3 略]	[3 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

（大阪市大正区役所事務分掌規則の一部改正）

第8条 大阪市大正区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第146号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
（補助執行の特例） 第7条 [略] 2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。 [(1)～(3) 略] [削る]	（補助執行の特例） 第7条 [同左] 2 [同左] [(1)～(3) 同左] <u>(4)</u> 戸籍法の規定に基づく届書等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第6条から第8条までの規定による届出

<p><u>(4)</u>・<u>(5)</u> [略]</p> <p>[3 略]</p>	<p>に係るものに限る。)の画像情報の作成及び提供に関すること</p> <p><u>(5)</u>・<u>(6)</u> [同左]</p> <p>[3 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

(大阪市天王寺区役所事務分掌規則の一部改正)

第9条 大阪市天王寺区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第147号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>[(1)~(3) 略]</p> <p>[削る]</p> <p><u>(4)</u>・<u>(5)</u> [略]</p> <p>[3 略]</p>	<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>[(1)~(3) 同左]</p> <p><u>(4)</u> 戸籍法の規定に基づく届書等(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)附則第6条から第8条までの規定による届出に係るものに限る。)の画像情報の作成及び提供に関すること</p> <p><u>(5)</u>・<u>(6)</u> [同左]</p> <p>[3 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

(大阪市浪速区役所事務分掌規則の一部改正)

第10条 大阪市浪速区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第148号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
(補助執行の特例) 第7条 [略] 2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。 [(1)~(3) 略] [削る] (4)・(5) [略] [3 略]	(補助執行の特例) 第7条 [同左] 2 [同左] [(1)~(3) 同左] (4) 戸籍法の規定に基づく届書等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第6条から第8条までの規定による届出に係るものに限る。）の画像情報の作成及び提供に関すること (5)・(6) [同左] [3 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

(大阪市西淀川区役所事務分掌規則の一部改正)

第11条 大阪市西淀川区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第149号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
(補助執行の特例) 第7条 [略]	(補助執行の特例) 第7条 [同左]

<p>2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>[(1)～(3) 略]</p> <p>[削る]</p> <p><u>(4)</u>・<u>(5)</u> [略]</p> <p>[3 略]</p>	<p>2 [同左]</p> <p>[(1)～(3) 同左]</p> <p><u>(4)</u> 戸籍法の規定に基づく届書等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第6条から第8条までの規定による届出に係るものに限る。）の画像情報の作成及び提供に関すること</p> <p><u>(5)</u>・<u>(6)</u> [同左]</p> <p>[3 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

(大阪市淀川区役所事務分掌規則の一部改正)

第12条 大阪市淀川区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第150号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>[(1)～(3) 略]</p> <p>[削る]</p>	<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>[(1)～(3) 同左]</p> <p><u>(4)</u> 戸籍法の規定に基づく届書等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改</p>

<p><u>(4)</u>・<u>(5)</u> [略]</p> <p>[3 略]</p>	<p>正する法律（令和5年法律第48号）附則第6条から第8条までの規定による届出に係るものに限る。）の画像情報の作成及び提供に関すること</p> <p><u>(5)</u>・<u>(6)</u> [同左]</p> <p>[3 同左]</p>
備考 表中の[]の記載は注記である。	

（大阪市東淀川区役所事務分掌規則の一部改正）

第13条 大阪市東淀川区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第151号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>（補助執行の特例）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>[(1)～(3) 略]</p> <p>[削る]</p> <p><u>(4)</u>・<u>(5)</u> [略]</p> <p>[3 略]</p>	<p>（補助執行の特例）</p> <p>第8条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>[(1)～(3) 同左]</p> <p><u>(4)</u> 戸籍法の規定に基づく届書等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第6条から第8条までの規定による届出に係るものに限る。）の画像情報の作成及び提供に関すること</p> <p><u>(5)</u>・<u>(6)</u> [同左]</p> <p>[3 同左]</p>
備考 表中の[]の記載は注記である。	

（大阪市東成区役所事務分掌規則の一部改正）

第14条 大阪市東成区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第152号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>（補助執行の特例）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>[(1)～(3) 略]</p> <p>[削る]</p> <p><u>(4)</u>・<u>(5)</u> [略]</p> <p>[3 略]</p>	<p>（補助執行の特例）</p> <p>第7条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>[(1)～(3) 同左]</p> <p><u>(4)</u> 戸籍法の規定に基づく届書等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第6条から第8条までの規定による届出に係るものに限る。）の画像情報の作成及び提供に関すること</p> <p><u>(5)</u>・<u>(6)</u> [同左]</p> <p>[3 同左]</p>
備考 表中の[]の記載は注記である。	

（大阪市生野区役所事務分掌規則の一部改正）

第15条 大阪市生野区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第153号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前

<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>[(1)~(3) 略]</p> <p>[削る]</p> <p><u>(4)</u>・<u>(5)</u> [略]</p> <p>[3 略]</p>	<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>[(1)~(3) 同左]</p> <p><u>(4)</u> 戸籍法の規定に基づく届書等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第6条から第8条までの規定による届出に係るものに限る。）の画像情報の作成及び提供に関すること</p> <p><u>(5)</u>・<u>(6)</u> [同左]</p> <p>[3 同左]</p>
備考 表中の[]の記載は注記である。	

(大阪市旭区役所事務分掌規則の一部改正)

第16条 大阪市旭区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第154号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>[(1)~(3) 略]</p> <p>[削る]</p>	<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>[(1)~(3) 同左]</p> <p><u>(4)</u> 戸籍法の規定に基づく届書等（行政手続における特定の個人を識別するための</p>

<p>(4)・(5) [略]</p> <p>[3 略]</p>	<p>番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第6条から第8条までの規定による届出に係るものに限る。）の画像情報の作成及び提供に関すること</p> <p>(5)・(6) [同左]</p> <p>[3 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

(大阪市城東区役所事務分掌規則の一部改正)

第17条 大阪市城東区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第155号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>[(1)~(3) 略]</p> <p>[削る]</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>[3 略]</p>	<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>[(1)~(3) 同左]</p> <p>(4) 戸籍法の規定に基づく届書等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第6条から第8条までの規定による届出に係るものに限る。）の画像情報の作成及び提供に関すること</p> <p>(5)・(6) [同左]</p> <p>[3 同左]</p>

備考 表中の[]の記載は注記である。

(大阪市鶴見区役所事務分掌規則の一部改正)

第18条 大阪市鶴見区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第156号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
(補助執行の特例) 第7条 [略] 2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。 [(1)~(3) 略] [削る] <u>(4)</u> ・ <u>(5)</u> [略] [3 略]	(補助執行の特例) 第7条 [同左] 2 [同左] [(1)~(3) 同左] <u>(4)</u> 戸籍法の規定に基づく届書等(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)附則第6条から第8条までの規定による届出に係るものに限る。)の画像情報の作成及び提供に関すること <u>(5)</u> ・ <u>(6)</u> [同左] [3 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

(大阪市阿倍野区役所事務分掌規則の一部改正)

第19条 大阪市阿倍野区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第157号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>[(1)～(3) 略]</p> <p>[削る]</p> <p><u>(4)</u>・<u>(5)</u> [略]</p> <p>[3 略]</p>	<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>[(1)～(3) 同左]</p> <p><u>(4)</u> 戸籍法の規定に基づく届書等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第6条から第8条までの規定による届出に係るものに限る。）の画像情報の作成及び提供に関する事</p> <p><u>(5)</u>・<u>(6)</u> [同左]</p> <p>[3 同左]</p>
備考 表中の[]の記載は注記である。	

(大阪市住之江区役所事務分掌規則の一部改正)

第20条 大阪市住之江区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第158号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>[(1)～(3) 略]</p>	<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>[(1)～(3) 同左]</p>

<p>[削る]</p> <p><u>(4)</u>・<u>(5)</u> [略]</p> <p>[3 略]</p>	<p><u>(4)</u> 戸籍法の規定に基づく届書等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第6条から第8条までの規定による届出に係るものに限る。）の画像情報の作成及び提供に関すること</p> <p><u>(5)</u>・<u>(6)</u> [同左]</p> <p>[3 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

(大阪市住吉区役所事務分掌規則の一部改正)

第21条 大阪市住吉区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第159号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>[(1)～(3) 略]</p> <p>[削る]</p>	<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>[(1)～(3) 同左]</p> <p><u>(4)</u> 戸籍法の規定に基づく届書等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第6条から第8条までの規定による届出に係るものに限る。）の画像情報の作成及び提供に関すること</p>

(4)・(5) [略] [3 略]	(5)・(6) [同左] [3 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

(大阪市東住吉区役所事務分掌規則の一部改正)

第22条 大阪市東住吉区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第160号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
(補助執行の特例) 第8条 [略] 2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。 [(1)~(3) 略] [削る] (4)・(5) [略] [3 略]	(補助執行の特例) 第8条 [同左] 2 [同左] [(1)~(3) 同左] (4) 戸籍法の規定に基づく届書等(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)附則第6条から第8条までの規定による届出に係るものに限る。)の画像情報の作成及び提供に関すること (5)・(6) [同左] [3 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

(大阪市平野区役所事務分掌規則の一部改正)

第23条 大阪市平野区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第161号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対

対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>[(1)~(3) 略]</p> <p>[削る]</p> <p><u>(4)</u>・<u>(5)</u> [略]</p> <p>[3 略]</p>	<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>[(1)~(3) 同左]</p> <p><u>(4)</u> 戸籍法の規定に基づく届書等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第6条から第8条までの規定による届出に係るものに限る。）の画像情報の作成及び提供に関すること</p> <p><u>(5)</u>・<u>(6)</u> [同左]</p> <p>[3 同左]</p>
備考 表中の[]の記載は注記である。	

(大阪市西成区役所事務分掌規則の一部改正)

第24条 大阪市西成区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第162号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する</p>	<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p>

<p>職員に補助執行させることができる。</p> <p>[(1)~(3) 略]</p> <p>[削る]</p> <p><u>(4)</u>・<u>(5)</u> [略]</p> <p>[3 略]</p>	<p>[(1)~(3) 同左]</p> <p><u>(4)</u> 戸籍法の規定に基づく届書等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第6条から第8条までの規定による届出に係るものに限る。）の画像情報の作成及び提供に関すること</p> <p><u>(5)</u>・<u>(6)</u> [同左]</p> <p>[3 同左]</p>
--	--

備考 表中の[]の記載は注記である。

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。